

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530005

研究課題名(和文) 現代社会における家族の再構築支援体制に関する実証的研究

研究課題名(英文) Supporting System for Reconstitution of Families in the Modern Society - Socio-legal Perspective

研究代表者

南方 暁(MINAMIKATA, SATOSHI)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：70125805

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円、(間接経費) 1,170,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、当事者に帰責性のない要因による家族「解体」(他の家族構成員による犯罪や交通事故などによる)によって、家族構成員は社会的孤立に直面し経済的・精神的な支援が不可欠な状況にあることが明らかにした。次に、世代を超えた被害の場合(戦争被害がその代表的なものである)、被害家族に対して国家レベルでの支援は、個々の家族の事情を考慮に入れる必要があるので複雑な内容となることを明らかにした。

当事者の家族関係を再構築・維持するために必要な支援体制は、公的機関およびNPOなど多様な機関の連携が不可欠であり、また、国際的な支援体制の構築・連携も必要となることが明らかになった

研究成果の概要(英文)：This research discovers that a family member definitely needs financial, social and emotional support for coping with breakdown of family relationships due to an incident which the member is not responsible for, such as natural disaster, a crime done by other family member or traffic accident, and it reveals that damage in some cases appears regardless of generation such as damage by chemical weapon used during war. In order for reconstituting new relationship for their future, it is necessary for the government and private institution to provide various types of supports financially, socially and emotionally by considering the nature of damage and situation of family members based on the principle of individuality and to intervene into a case ex officio where the member is a vulnerable person such as a child.

For making supports more effective, it is crucial to constitute a network of institutions for providing services not only domestically but also internationally.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：家族の再構築 支援機関 民事法学 刑事法学 精神医学 事故災害

## 1. 研究開始当初の背景

家族の再構築が家族法研究者の間で議論されて久しいが、その議論の多くは離婚や相続紛争など家族構成員の間で何らかの「非難される」あるいは「帰責性」のある原因による家族構成員間の紛争に焦点があてられてきた。現実にかかる紛争が多発しており、従来の研究は理論的にも実務の上でも重要な意味をもつものであることは疑いない。

しかし、家族が「解体」し「再構築」が求められる原因は、帰責性のあるものだけでなく、当該家族構成員にとって「無関係」なものあるいは「天災」などもあり、個人としての責任を追及できないが故に困難な問題を抱えることも多いのではないかという認識を共同研究者は持つにいたった。

例えば、交通事故の被害者や被害者家族は、加害者を非難することで被害やそれが契機となって生じる家族の不安定な状況や解体に対して、ある意味で対処することが出来るが、加害者の家族は、交通事故を起こした家族の一人を非難しても加害者家族という状況からは逃れることができない。その結果、社会からの非難や被害者からの責任追及を受けて、家族関係が不安定になったり、家族が解体する可能性は高い。被害者家族も加害者家族も、何らかの「再構築」が必要となるが、被害者家族への支援や救済の議論は数多くなされていても、加害者家族の保護や救済について、社会も法律家も高い関心を示しているとは言えない現状である。また、個人による責任追及が難しい戦争被害のように、家族の再構築が世代を超えて必要となることも考えられる。

以上のように、不安定な家族関係や家族の解体に対して、「再構築」を図るためにどのような理論や仕組みが必要かを改めて問うべきであるとの認識に共同研究者は至った。

そこで、本研究では次に述べるように、家族の「再構築」に関して従来の切り口とは異なる方法で迫ること、ならびに法律だけでなく精神医学との協同作業を行うべきことが了解され、本研究に着手することになった。

## 2. 研究の目的

本研究は、様々な原因により家族関係を改めて作り上げる必要が生じた場合に（家族の再構築）、現代社会ではどのような支援体制を整備する必要があるかについて、法学と精神医学の視点から実証的な研究を協同して行い、困難に直面している家族に対する支援に求められる原則と具体的な支援体制についての提言を目指すものである。

(1) 本研究の目的とするところは次の点である。第一に、家族の再構築が求められる要因である、①人間関係要因（離婚や家族内での暴力・自死・養子縁組など）、②自然要因（地震など人には抗えない原因である災害や疾病など）、③社会要因（個人の責め

に帰すことができない失業・戦争など）、④その他の要因（航空機や鉄道を含む交通事故や犯罪被害など）の実態がどのようなものを明らかにする。第二に、前述の諸要因が家族関係にどのような動揺や解体をもたらすのか、社会生活の上で生じる具体的な不都合ならびに精神的・人間関係的な問題などを明らかにする。第三に、家族の再構築を円滑に実現するために必要な、支援体制に関する法原則について 法的ならびに精神医学的視点から明らかにする。第四に、家族の再構築に対して社会がどのような支援体制を提供するべきかについて明らかにする。

## 3. 研究の方法

研究の方法は通常行われる文献による調査のほか、面談調査が行われた。ただし、当初予定していた外国における面談調査は、微妙な国際情勢の変化にとまどい、一国に限定されることになった。

## 4. 研究成果

家族の再構築が必要となる家族の「解体」が①「帰責性」がない、②「帰責性」が明らかでない、③「帰責性」を私人で問うことが困難である、④「帰責性」を問うとしても家族構成員内では難しい、などの事由があるために、家族の再構築をどのように行うかは個々の家族の大きな課題となる。巨大地震による家族構成員の死亡や行方不明の場合（もちろん防災体制に過失があれば責任追及は不可能ではないが私人による追及は現実的ではないだろう）、戦争被害が世代を超えて発生する場合、身内の者の犯罪により社会的な非難の対象となる場合など、特定の事件が家族の関係を揺るがし、新たな関係の構築が必要になることがしばしば発生する。

少し単純化すれば、事件が発生したことへの責任追及から離れて、家族が困難な状況にあることを前提として、家族の再構築にどのような関わり方を社会がすべきかが、現実的には問われることになり、すなわち、社会が関わる場合の基本的な原則と視点、具体的な対応である。

しかし、社会的な働きかけをしようとしても、「帰責性」との関係が明らかでない家族の再構築については、ほとんどその実態が解明されてこなかったと言っても過言ではない。日本では地震による家族「解体」とその再構築について多くの議論がなされてきたが、他の自然災害などと家族の再構築については体系的な法的議論はまだ十分になされているとは言いがたい。犯罪加害者の家族が直面する困難については、マスメディアが一時取り上げたが、法的な議論が深まっているとは言えない現状にある。別の視点から言えば、「帰責性」の乏しい原因で再構築を必要としている家族は、「少数者」（量的にはともかくとしても）あるいは「見えない被害者」と解することも可能である。この点では、社会に

おける少数者への働きかけに連なる問題と言える。

困難な課題を抱えて家族の再構築を図る場合、家族構成員を支援にはどのようなものがあり、支援をするための原則や論点はどのようなものがあるのだろうか。

支援制度には、再構築に際して家族構成員が必要とする経済的な支援、情報提供支援、環境整備支援などが考えられる。さらに、再構築の過程で家族構成員がさまざまな精神的緊張あるいは動揺に直面することがしばしばあるので、精神的側面への支援も必要となる。

こうした支援を提供する主体は、支援体制の柔軟性や確実性を担保するためには、国家だけでなく民間機関さらには国際機関である。とくにグローバル化が進む現在の状況では、地理的には国境を越えた支援体制が不可欠の領域もある。

また、支援を提供する場合には、後見的な原理に基づくのか、当事者の自律的な原理に基づくのか議論されなくてはならない。特に精神的問題に関する支援においては、個人と社会（国家）との緊張関係を常に念頭におく必要があり、後見的介入には謙抑性が求められると思われる。

さらに家族の再構築を実現できなかった場合の支援体制も必要となる。家族の解体要因が何によるかによって家族の再構築が期待できない事例も出てくる可能性がある。社会が制度として様々なものを提供するとしても、すべてが期待したように「再構築」を実現できるわけではない。こうした場合には、すでに生じていた解体による問題に加えて「再構築」が出来なかったという新たな問題が出てくるのであり、当該の家族は一層厳しい状況に置かれることになる。したがって、「再構築」が円滑に実現できなかった（あるいはその過程で生じる課題）ことに対する支援体制も用意する必要がある。

#### (1) 精神的支援をめぐる問題

支援の仕組みを作り上げるとか、支援の場を提供するなどは、目に見える事柄をめぐっての働きかけであり、資金や人材の問題などが主たる課題となり、あるべき社会の対応は分かりやすいが、家族を「再構築」する必要に直面している家族構成員の内面をどのように支援してゆくという営みは、目に見えない事柄への働きかけであり、精神医学が主として引き受けるものである。

精神的な支援提供の第一の担当者は精神医学の専門家である。家族解体の要因には多様なものがあり支援には専門性が不可欠な場合が多い。家族解体と「再構築」の作業が必要となる事例として、家族構成員の長期にわたる行方不明とか認知症によるコミュニケーション阻害などが考えられる。生死不明の不安定な状況に対して残された家族構成員はどのように対処するか、あるいは目の前にいながら家族としての交流が不可能にな

ってしまった（他の家族構成員がそのように受け止めてしまう状況）厳しい現実に対する関わり方などは、専門性に基づいた支援が不可欠であり、不適切な関与はかえって事態を一層悪化させる危険がある。家族構成員が現実を的確に認識し、家族の再構築に踏み出すための動きをとるまで専門的支援は欠かせないのである。

人の心に対する支援を提供する主体は、精神医学の専門家（教育にかかわる者も含まれる）であるが、多様な要因がもたらす家族の解体現象には、専門家をサポートする適切な「脇集団」を用意する必要がある。家族構成員は、心の問題を公の場に出すことには躊躇することが多く、したがって、「再構築」のためのニーズを持つ家族構成員と専門家の橋渡し（liaison）を適切にできる仕組み（人）を整備しておくことが不可欠である。さらにまた、こうした橋渡しの精神的支援と他の支援との関係を的確に把握して、支援を円滑かつ有機的に行う土台を固める必要もある。

こうした支援体制を整備して家族構成員が「再構築」の作業を円滑に行うことが出来るようにしたとしても、家族構成員への働きかけに関して課題は残る。すなわち支援する側の姿勢をめぐる問題である。心の問題は個人のきわめて私的な領域に属するものであり、私的な領域への社会あるいは公権力の介入は謙抑的であるべきと考えられる。また、心の問題は個人が支援を求めるという自発性によらない限り、支援は効果を生まないという性質をもっている。そこで、家族解体に直面する家族構成員がどのような苦境にあっても、心に関する支援提供は、当事者の自律的な判断に基づいてなされるべきことが重要である。もちろん当事者の中に判断能力や生活能力のない弱者（子どもや行為能力を欠く者など）も含まれる場合には自律性重視だけでいいのかという問題は残る。したがって、後見的介入の必要性と自律性との折り合いをどうつけるかが課題となる。当事者が成人間の問題であれば、支援体制の情報を的確に提供することで自律性と後見的介入の調整を図ることが出来るだろうが、子どもなどの場合には、どのような要件で、どのような方法で精神的支援を提供するのかについて明確なラインを引くことが出来るか現段階では確定的な解答はない。

家族の再構築に際しては、制度として確実なものを作ると同時に、間接的ではあるがインフォーマルな支援状況を用意することも重要である。制度としての支援ではないので、誰もが、いつでも、無条件あるいは一定の条件下で支援を受けることが出来るとは言えないが、日常生活における個人の単位で考えると、制度化された支援だけでなく、地域社会など生活の現場において、専門家によるものとは異なった形の支援実体を実現することも有用である。地域における支援実体は、

関係者が事情を相当程度認識していることや当該社会の日常性ある精神的支援が可能になるという利点がある一方で、微妙な問題を抱える家族に対する「おせっかい的」介入や通俗的常識による関与がなされるという問題も考えられるが、非日常と日常を効果的に連動させる状況を作ることも検討に値するものと思われる。

## (2) 犯罪加害者家族をめぐる問題

犯罪の加害者と言っても、犯罪の種類によってひとくくりで議論することは難しい。加害者として非難される事例も、殺人から交通事故まで社会的には処罰の軽重が異なっている。ただ、一般的に言えば、家族構成員の一人が交通事故や犯罪を発生させたために、他の家族構成員に対して様々な影響が発生することは明らかである。「加害者」の家族構成員として、社会的に言われのない批判を受けたり、経済的に困窮したりすることは珍しくない。極端な例ではあるが、冤罪の場合には、汚名を雪ぐまでに長期にわたって家族が苦勞したり、家族が解体したりすることも現実には生じている。

近代法は個人主義が原則である以上、加害者は社会からの非難や被害者側からの責任追及を引き受ける立場にあるが、加害者の家族はかかる立場にはない（未成年者の場合を除く）。しかし、加害者個人への責任追及と加害者家族への非難によって家族が解体し、その「再構築」が必要となっても、現在、「再構築」支援は皆無に近い状況にある。マスメディアで紹介された機関（World Open Heart）が唯一効果的な活動をしているに過ぎない。現実には数多くの家族が「再構築」作業に直面しているにもかかわらず、その実態は明らかにされておらず「見えない」存在となっていると言えよう。

実態が明らかにされない現状は、支援体制がない、支援の原理や方法が十分議論されていない、その結果、適切な支援が提供されていないということにつながる。

犯罪加害者家族を社会的偏見から守り、社会復帰するための支援を行うとして支援を日常的に行っている機関は、差別や排除に対して敏感な感性に基づいて丁寧な対応をしているが、機関の運営費用確保や専門スタッフの維持や養成など大きな課題を抱えていると言えよう。民間の機関がこうした支援を行う場合、利用者の利便を考えると無料の相談などアクセスしやすいサービスを維持する必要があり、適切な支援をすればするほど経済的な問題を抱えるという悪循環をどう乗り越えてゆくかが課題となっている。

犯罪加害者家族が家族の再構築を目指す場合、支援の仕組みは民間によるものとして柔軟な構造とするのか、現代社会では避けて通れない課題として公的機関が主として引き受けるのか、あるいは役割と責任（経済的負担を含む）をどのように割り振るかが問われることになる。

現在の状況から加害者家族の「再構築」については、実態の周知と理解、支援体制の創設、支援理論の確立（検討）、支援スタッフの養成などがまず行われるべきであろう。

## (3) 国家レベルでの加害行為とその被害者家族支援

家族の解体要因が公害や戦争など個人の力では回避できず、それゆえに個人レベルでは技術的にも経済的にも対応がきわめて困難な場合、家族の再構築のためにはどのような支援が必要となるかが問われる。

個別の事例としてベトナム戦争中に大量に使われた枯葉剤（複数種類があるが一括して枯葉剤としておく）による被害と支援体制について検討したが、加害行為が国家レベルであること、加害行為の規模が個人の対応する能力をはるかに超えていること、被害が世代を超えて発生することなど、その結果、家族の解体と「再構築」がきわめて難しくなることなどの問題がみられた。

周知のようにベトナム戦争中にアメリカ軍は戦闘行為の一つとして枯葉剤を大量に散布し、その結果、様々な奇形など心身に障害をもった子どもが生まれることになった（死産率についてはここでは触れない）。特にベトナム中部地域はその被害が高いと言われている。ただ、戦後の人口流動によって他の地域でも問題は報告されている。枯葉剤に暴露された人々への直接的な影響もさることながら、障害をもった子どもの出産やベトナム戦争終結後約40年経過した現在でも世代を飛び越えて枯葉剤の影響と考えられている障害を持つ子どもの出産によって、家族関係は解体あるいは解体の危機に直面している。

加害者は特定されているので「帰責性」は明白であるが、国家レベルのきわめて政治的性質の強い問題なので国際政治の力学が働き「帰責性」を問えない現実がある。損害に対してアメリカ政府に対して損害賠償請求がなされたが、司法救済は実現しなかった（アメリカ政府は元アメリカ兵の被害に対しては立法による救済や被告製薬会社との和解など自国民への司法救済は実現させたが、ベトナム人被害者は対象外となっている）。このようにベトナムにおいては私人による「帰責性」追及は困難な現実がある。

そこで、ベトナムでは特定の機関（Vietnam Association for Victims of Agent Orange/Dioxin (VAVA)）を設立して被害者と被害者家族の支援（「再構築」）がなされている。

重度の障害を抱えた子どもを出産したために離婚や遺棄される妻など、障害をもつ子どもや母親に対する差別が存在しているために家族問題として深刻な状況がみられている。そこで、家族の再構築のためには、被害者である子どもの救済支援と同時に母親や子どもの家族への救済支援を実現することが不可欠となっている。

一般に子どもの世話や介護は親および親族に責任があるとされているので、明らかに戦争が原因で障害をもった子どものいる家族への経済的支援については、通常の社会保障的な支援に加えて戦争被害者に対する付加給付があり家族関係の維持に特別の対応がなされている。一方、子どもの生活維持や自立に向けての支援にはいくつもの課題があり、家族関係を改めて作り上げてゆくことへの障碍となっている。障害の程度にもよるが、重度の子どもの場合には、自宅における看護教育は極めて難しい状況にある。そのために、子どもは特別な教育施設で生活を送り、その中で可能な限り自立のための支援が提供される。子どもと親は別居して生活を余儀なくされることになり、近居する親はともかく自宅が遠方の親にとっては、子どもとの接触は限られてしまい、親子関係の維持にとっては好ましくないことにもなる。

こうした施設（例えば、約200名の子どもを収容する Hoa Binh Village）は、電話や面会などを通じて親との連絡を密にとることによって、親子関係の維持を可能な限り図ることによって、家族の再構築を促す方針をとっている。しかし、現実には経済的な理由などによって親が子どもを訪ねる機会が徐々に少なくなり親子関係が疎遠になることも見られ、家族の再構築が結果的には実現しないこともあると言われている。さらに、子どもは一定の職能訓練を受けたあとは退所することになり、その後の家族の再構築についてはどの機関も関与しない現状にある。

こうした支援施設は、公的な経済支援だけでなく、国際社会からの寄付などによって賄われており、機関の活動はある程度、安定していると言えるが、その内容は経済的支援や生活技術の支援に主として焦点があてられており、家族の再構築を精神的な専門性をもって支援するまでにはいたっていないように思われる。

現在発生している被害は、その原因が特定できないとか祖父母の世代まで遡るために、父母が障害をもった子どもの出生を全く予期できず、家族関係が不安定になり、解体へ至ることとなる。また、ベトナム社会では親族が強い紐帯をもっており、父母を中心とした家族外からの介入もあって、家族関係が脅かされることも見られる。こうした、ベトナム社会の特徴を踏まえた、特別な支援の理論、技法そして体制が必要である。

#### (4) 支援体制にとって必要なこと

「帰責性」を直接問うことのできない原因で家族が解体した場合、新たな状況の中で家族の再構築が求められることが多い。すでに触れたように、かかる解体や「再構築」についての実態が適切に調査されるべきであろう。地震災害については様々な調査がなされているが、その他の事例については、実態解明はいまだ十分とは言えないと思われる。

実態が明らかでないことに起因すると思

われるが、家族の再構築に対する対応も具体的には検討が深まっていない現状にある。今後、「帰責性」と直接関係しない原因で家族解体が生じた場合の、家族の再構築を目的とする支援の原理、具体的技法、制度化する場合の検討事項などが問われる必要がある。

家族の再構築に際しては、当事者の自律性を重視するという原則に立ち、特に必要とされる場合以外は後見的な介入には謙抑的な姿勢を維持し、また、経済的支援や支援体制を作るハードな部分と同時に専門性をもって当事者の精神的な支援ができる仕組みを、公的な機関と同時に民間の場においても整備する必要があると思われる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ① 田巻 帝子、南方 暁、離婚問題における当事者支援とニーズ—実態調査を素材として、家族<社会と法>、査読なし、29号、2013年、72-92。
- ② 村山 賢一、個人情報保護法の「例外」における主体性を踏まえた判断と対応の工夫 —青年期精神科領域の事例を通して—、臨床精神病理、査読なし、2012年、33(2)、205-213
- ③ 田巻 帝子、"Legal needs" of the Parties in Divorce Cases in Japan, *Societas/Communitas*, 査読あり, Vol.2, 2011, Institute of Applied Social Sciences, 167-185
- ④ 田巻 帝子、What's In Between the Lines? Principles and Reality of Family Law in Japan, *International Journal of the Jurisprudence of the Family*, 査読あり、Vol.2, 2011年（オンライン有料配信の雑誌媒体につき頁番号なし）  
(<http://heinonline.org/HOL/LandingPage?handle=hein.journals/ijjf2&div=8&id=&page=>)

〔学会発表〕（計11件）

- ① 田巻 帝子、『自分のため』の司法参加～英・加の Public Legal Education の実態を手掛かりとして、日本法社会学会、2013年5月11日、青山学院大学法学部
- ② 村山 賢一、「現代型うつ」とパターンナリズム —正当化要件をめぐって—、日本精神神経学会総会第109回大会、2013年5月5日、福岡
- ③ 村山 賢一、「現代型うつ」にみられる「関

- 係性」 - パターナリズムをキーワードとして、日本精神病理・精神療学会第 36 回大会、2013 年 10 月 12 日、京都
- ④ 村山 賢一、日本人のストーリーは何か - よきパターナリズムを考える -、日本精神病理・精神療学会第 35 回大会、2012 年 10 月 6 日、博多
- ⑤ 田巻 帝子、南方 暁、離婚紛争における当事者支援とニーズ：実態調査を素材として、日本家族<社会と法>学会第 29 回学術大会報告、2012 年 11 月 10 日、早稲田大学
- ⑥ 南方 暁、Can a dog be a member of the family?, The International Academy for the Study of the Jurisprudence of the Family (招待講演) (Symposium on the Jurisprudence of the Family: Extended Family, Extending Family and Intergenerational Solidarity) (Doha, 2012 年 5 月 1 日)
- ⑦ 田巻 帝子、Live and Die in Solitude Away from the Family - Issues Relating to Unattended Death *Kodokushi* in Japan, (招待講演) (Symposium on the Jurisprudence of the Family: Extended Family, Extending Family and Intergenerational Solidarity) (Doha, 2012 年 5 月 1 日)
- ⑧ 村山 賢一、ツイッターにみられるコミュニケーションの可能性について - 東日本大震災を通して -、日本精神病理・精神療学会第 34 回大会、2011 年 10 月 14 日、名古屋
- ⑨ 南方 暁、Support among Adult Family Members in Current Japanese Society (現代日本における成人間の支援)、国際家族法学会第 14 回学術大会報告、リヨン大学法学部、2011 年 7 月 22 日
- ⑩ 田巻 帝子、” Dilution ” of Family Relationship?- Cases of Attended But

- Ignored Death and Unattended Death, 国際家族法学会第 14 回世界大会、2011 年 7 月 22 日、フランス・リヨン大学法学部
- ⑪ 田巻 帝子、Gender Politics of Parenting - Recent development in promoting “fathering” in Japanese society, Jurisprudence of the Family (招待講演)、2011 年 7 月 16 日、マルタ共和国・マルタ大学法学部)

[図書] (計 2 件)

- ① 南方 暁、Wolters Kluwer、*International Encyclopedia of Law: Family and Succession Law No. 64 [Japan]*、2013、276
- ② 南方 暁 (他 14 名)、日本加除出版、イギリスにおける交流権と子ども交流センター (child contact centre)、棚村正行編著『面会交流と養育費の実務と展望』2013 年、224-238 (316 頁)

[その他]  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

南方 暁 (MINAMIKATA, Satoshi)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授  
研究者番号：70125805

### (2) 研究分担者

田寺 さおり (TADERA, Saori)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授  
研究者番号：70386449

田巻 帝子 (TAMAKI, Teiko)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授  
研究者番号：80251784

村山 賢一 (MURAYAMA, Kenichi)  
新潟大学・保健管理センター・講師  
研究者番号：70334670